

南阿蘇村内に店舗を有する事業所の皆さんへ 南阿蘇村プレミアム付商品券事業 特定事業者の募集について



エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域における消費を喚起・下支えするため、全村民を対象にプレミアム付商品券事業を4月10日(水)から開始します。**※商品券の詳細につきましては次号(3月号)にてお知らせいたします。**

プレミアム付商品券を利用できる店舗(特定事業者)はあらかじめ村に登録する必要がありますので、登録を希望される事業者は、以下の募集要項に基づき登録申請書を提出してください。



【募集要項抜粋】

応募資格

- ・村内に店舗がある飲食・小売り・サービス事業者など
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に該当する営業をおこなう者(同条第1号から第3号に該当する営業をおこなう者を除く)でないこと。
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなうものではないこと。
- ・暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

登録方法

①登録を希望する事業者は「南阿蘇村プレミアム付商品券特定事業者登録申請書」を商工会に提出、もしくは、下記記載の応募フォーム(二次元コード)より応募してください。また、複数の店舗を持つ事業者は店舗ごとに申請をおこなってください。

②村は申請に基づき内容を審査し、適切と認められた事業者については、特定事業者登録台帳に登載し、「特定事業者登録証」を3月中旬以降に交付します。

※登録申請は2月16日(金)までにおこなってください。

※新たに換金用金融機関口座に登録される事業所は、口座確認資料の提出をお願いします。



登録応募フォーム



村HP

※「募集要項」「登録申請書」は役場政策企画課に準備しております。

※村のホームページからも申請書類をダウンロードすることができます。

〈問い合わせ〉政策企画課 企画係 TEL0967 (67) 2230

AED設置箇所の調査について



本村では本年度より行政のオープンデータに取り組み始めました。

その中で国が推奨するオープンデータの1つに「AED設置箇所」があります。公共施設におけるAED設置箇所は把握済みですが、民間事業者でもAEDを設置している建物などがあれば、一緒に公開する予定です。

AEDを設置されている事業者様はぜひ、ご回答ください。

※まずは公共施設について公開しますが、情報が集まり次第データを更新する予定です。

※回答には位置情報が必要になりますので、使用するブラウザに一時的に位置情報の共有を許可してください。



予定している掲載先



回答フォーム

〈問い合わせ〉政策企画課 TEL0967 (67) 2230